

令和6年2月1日

事業系一般廃棄物
収集許可業者 各位

彩北広域清掃組合
事務局長 内山 正一

令和6年度搬入許可申請書等の提出について

立春の候、ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

当センターのご利用につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の搬入許可申請を提出いただく時期になりましたので、同封の搬入許可申請書等を**令和6年3月22日(金)**までにご提出ください。

なお、記入要項をよく読んで記入もれや、書類不足が生じないようにしてください。

また、組合ホームページもご活用ください。 <http://www.k-ichikumi.jp>

「施設利用案内」→「事業系ごみを直接搬入される方」→「4 申請書式等 (2)収集許可業者用」

記

1 提出書類及び配布資料

- (1) 小針クリーンセンター搬入許可申請書(事業系) (様式第2号)…提出必要
- (2) 収集先一覧表…提出必要
- (3) 事業系一般廃棄物処理申請書(搬出事業者用)…**提出必要(収集先全所分)**
- (4) 廃棄物の種類及び搬入量変更届…該当者のみ
- (5) 「廃棄物排出証明」
- (6) 「記入要項」
- (7) 「注意事項」

2 許可効力の発生について

この通知は、令和5年度までに行田市及び鴻巣市(旧吹上町)の収集許可を受けた事業所並びに、令和6年度収集許可予定者宛発送していますので、**令和6年度の小針クリーンセンター搬入許可については、行田市及び鴻巣市(旧吹上町)の収集許可が出た時点で受理します。更新されない場合は、令和6年4月1日からの収集ごみについては、搬入ができなくなりますのでご了承ください。**

3 その他

別紙「注意事項」については、搬出業者及び搬入担当者にもご周知くださるようお願いいたします。

小針クリーンセンター
電話 048-559-3641
担当:今井・須藤